

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1299

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1～6 (略)			1～6 (略)		
7 教育委員会			7 教育委員会		
組織	職	区分	組織	職	区分
本庁	(略)	3種	本庁	(略)	3種
	課長 課の指導監 (高校教育課の指導監に限る。) 課の人事監 (義務教育課の人事監に限る。) 学校総括監 地域学校総括監 学校事務統括監			課長 課の指導監 (義務教育課及び高校教育課の指導監に限る。) 課の人事監 (義務教育課の人事監に限る。) 学校総括監 地域学校総括監 学校事務統括監	
本庁	室長 技監 課の参事 課の指導監 (高校教育課の指導監を除く。) 課の人事監 (義務教育課の人事監を除く。) 学校事務参事	4種	本庁	室長 技監 課の参事 課の指導監 (義務教育課及び高校教育課の指導監を除く。) 課の人事監 (義務教育課の人事監を除く。) 学校事務参事	4種

(略)	(略)
8 (略)	8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は令和6年4月1日から適用する。